

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金

支給対象者

①住民税非課税世帯

基準日（令和3年12月10日）において、世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯又は町条例で定めるところにより当該住民税均等割を免除されている世帯

②家計急変世帯

①以外で、新型コロナウイルス感染症を受けて令和3年1月以降の家計が急変（令和4年9月まで）し、令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯と同様の事情があると認められる世帯
 ※①②ともに、住民税（均等割）が課税されている者の扶養親族等のみで構成されている世帯は除きません。

支給金額

1世帯あたり10万円

※1世帯1回限り。また、①②の重複受給はできません。

提出書類

①住民税非課税世帯

支給対象者あてに、郵送にて「確認書」を順次発送しております。「確認書」が返送されないと振込

できませんので、お手元の「確認書」に記入・確認書類貼付のうえ、福祉ごとも課まで返送してください。

②家計急変世帯

所定の申請用紙にご記入、左記提出書類添付のうえ、**9月30日（金）**までに福祉ごとも課へ提出してください。

※新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、郵送でお願いいたします。（当日消印有効）

申請書等は福祉ごとも課窓口にて配布しております。

▽住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（家計急変世帯）申請書
 △申請者（世帯主）本人確認書類の写し（コピー）

※申請者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード（表面）、年金手帳、介護保険証、パスポート、在留カード等の写し（コピー）のそれぞれ本人確認のできるペーシ

▽申請者（世帯主）の世帯の状況を確認できる書類の写し（コピー）

※申請者の世帯の状況を確認できる戸籍謄本、住民票等の写し（コピー）
 ※令和3年1月1日以降、複数回転

居された方は、戸籍の附票の写し（コピー）

▽受取口座を確認できる書類の写し（コピー）

※通帳やキャッシュカード、インターネットバンキング画面の写し（コピー）など、受取口座の金融機関名・支店名又は支店コード・口座番号・

口座名義人を確認できる部分の写し（コピー）

▽簡易な収入（所得）見込額の申立書

▽「令和3年中の収入の見込額」又は「任意の1か月の収入」の状況を確認できる書類の写し（コピー）

※近所にコピー機がない場合

返送する際に必要な確認書類の写し（コピー）につきましては、役場（戸籍保険課前）およびほほえみプラザ（福祉ごとも課横）において、有料にて承りますのでご利用ください。なお、福祉ごとも課窓口では、コピーをおこないませんのであらかじめご了承ください。

給付金制度問合せ先

内閣府コールセンター

☎0120-526-1145

午前9時から午後8時まで

（土日祝含む）

※「臨時特別給付金」を装う「振り込め詐欺」や「個人情報」の詐欺にご注意ください。

問合せ先 福祉ごとも課

☎94-11222

税務だより



固定資産税台帳縦覧

令和4年度固定資産税（土地、家屋）の台帳の縦覧をおこないます。

日時 4月1日（金）から5月2日

（月）午前8時30分から午後5時15分

※土・日曜日、祝日を除く

場所 税務課

その他 本人確認のできるもの（免許証、マイナンバーカード等）をお持ちください。

問合せ先 税務課 ☎95-11113

